第十五区
さいたま市
桜　区
南　区
蕨　市
戸田市
千葉県
第一区
千葉市
中央区
稲毛区
美浜区
第二区
千葉市
花見川区
習志野市
八千代市
第三区
千葉市
緑　区
市原市
第四区
船橋市
本庁管内
船橋市二宮出張所管内
船橋市芝山出張所管内
船橋市高根台出張所管内
船橋市習志野台出張所管内
船橋市西船橋出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内
第五区
市川市
本庁管内
市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、稲荷木一丁目、稲荷木二丁目、稲荷木三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、東浜一丁目、田尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、上妙典
行徳支所管内
第六区
浦安市
市川市
第五区に属しない区域
松戸市
本庁管内
常盤平支所管内
六実支所管内
矢切支所管内
東部支所管内
第七区
松戸市
第六区に属しない区域
野田市
流山市
第八区
柏　市
本庁管内
田中出張所管内
増尾出張所管内
富勢出張所管内
光ケ丘出張所管内
豊四季台出張所管内
南部出張所管内
西原出張所管内
松葉出張所管内
藤心出張所管内
柏駅前行政サービスセンター管内
我孫子市
第九区
千葉市
若葉区
佐倉市
四街道市
八街市
第十区
銚子市
成田市
旭　市
匝瑳市
香取市
香取郡
山武郡
横芝光町
篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ、篠本根切
第十一区
茂原市
東金市
勝浦市
山武市
いすみ市
大網白里市
山武郡
九十九里町
芝山町
横芝光町
第十区に属しない区域
長生郡
夷隅郡
第十二区
館山市
木更津市
鴨川市
君津市
富津市
袖ケ浦市
南房総市
安房郡
第十三区
船橋市
第四区に属しない区域
柏　市
第八区に属しない区域
鎌ケ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡
東京都
第一区
千代田区
港　区
新宿区
第二区
中央区
文京区
台東区
第三区
品川区
大田区
大田区嶺町特別出張所管内
大田区田園調布特別出張所管内
大田区鵜の木特別出張所管内
大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域を除く。）
大田区雪谷特別出張所管内
大田区千束特別出張所管内
大田区矢口特別出張所管内（千鳥一丁目、千鳥二丁目及び千鳥三丁目に属する区域に限る。）
大島支庁管内
三宅支庁管内
八丈支庁管内
小笠原支庁管内
第四区
大　田区
第三区に属しない区域
第五区
目　黒区
世田谷区
世田谷区池尻まちづくりセンター管内
世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内